

## 介護保険制度の見直しにおける介護給付範囲に関する意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険で「要支援」のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地方に段階的に移行する方針を示した。犬山市の場合、平成24年度では介護予防訪問介護の給付費は全体のうち15.5%、介護予防通所介護は21.7%を占める重要な事業となっている。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では、介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また認知症の人にとっては、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。

よって国におかれては、要支援の高齢者に対する保険給付の範囲の検討に当たり、介護予防の重要性に鑑み、介護予防訪問介護や介護予防通所介護の保険給付の継続や、必要なサービスを提供するための財源の確保や自治体への支援等も含めて、慎重に検討するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月26日

愛知県犬山市議会  
議長 堀江正栄

提出先

内閣総理大臣  
厚生労働大臣